

(注) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

1 制度概要

○ コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4 / 5 (解雇なし 9 / 10)	2 / 3 (解雇なし 3 / 4)
上限額 (出向元・先の計)	12,000円 / 1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10万円 / 1人当たり (定額)	
加算額 (生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等)	各 5万円 / 1人当たり (定額)	

2 制度拡充案

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事項	現行制度	拡充案
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練 (off-JT) に対する助成 (新設)	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成